

平成28年 第6回

教育委員会定例会会議録

とき 平成28年5月24日

品川区教育委員会

平成28年第6回教育委員会定例会

日 時 平成28年5月24日(火) 開会：午後3時01分  
閉会：午後3時51分

場 所 教育委員室

出席委員 委員長 菅谷 正美  
委員長職務代理者 鈴木 敏夫  
委員 市川 信之助  
委員 富尾 則子  
教育長 中島 豊

出席理事者 教育次長 本城 善之  
庶務課長 品川 義輝  
学校計画担当課長 篠田 英夫  
学務課長 有馬 勝  
指導課長 熊谷 恵子  
教育総合支援センター長 村尾 勝利  
品川図書館長 木村 浩一  
保育課長 竹田 昌弘  
統括指導主事 山本 修史  
統括指導主事 古澤 浩一

事務局職員 庶務係長 小林 則雄  
書記 和田 祐磨  
書記 高下 聖矢

傍聴人数 2名

その他 品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第57号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について
- 第58号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）
- 第59号議案 区固有教員の任免等について（採用）
- 協 議 事 項 教育委員会事務事業の点検および評価における実施等について
- 報 告 事 項 1 事務局職員の任免等について
- 報 告 事 項 2 品川区立学校生徒の事故について

【菅谷委員長】 ただいまから平成28年第6回教育委員会定例会を開会いたします。  
署名委員に鈴木委員、富尾委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

まず、会議の持ち方ですが、日程第1、第58号議案 幼稚園教育職員の任免等について（採用）、日程第1、第59号議案 区固有教員の任免等について（採用）、日程第3、報告事項1 事務局職員の任免等についての、会議の持ち方についてお諮りいたします。本件は、人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第16条の規定に基づき非公開の会議といたしますが、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件については、全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、第57号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 お手元の教育委員会資料1をごらんください。教育委員会は、地方自治法第180条の7により、その権限に属する事務の一部を区長の補助機関に補助執行させる、いわゆる事務の委任ができることになっております。したがって、第57号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求につきましては、補助執行先であります、こども未来部保育課長から説明させていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

【菅谷委員長】 保育課長。

【保育課長】 それでは、私から、品川区立幼稚園条例の一部改正についてご説明いたします。

1番、改定理由でございます。

国は幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みを進めており、その一環として、低所得者世帯の保育料が改定されました。このことに伴い、区立幼稚園に通う園児の幼稚園保育料について国基準に従い改定するものでございます。

2番、改定内容。

（1）対象者および改正内容でございます。①年収約360万円未満相当の世帯については、従来の多子軽減における第一子等の年齢の上限を撤廃するものでございます。おそれいりますが、一番下の行、5番、従来の多子軽減についてをごらんください。従来は、全世帯を対象に多子軽減における年齢の上限を小学校3年生としておりました。今回は、この3年生の部分の年齢上限を撤廃するものでございます。

おそれいりますが、戻っていただきまして②番でございます。年収約360万円未満相当のひとり親世帯等につきましては、従来の多子軽減における第一子等の年齢の上限を撤廃するとともに、負担軽減の措置を拡大し、第一子については現行の保育料の5割減額、第

二子以降については免除するものでございます。

3番、新旧対照表は、別紙のとおりでございます。

4番、施行日については、平成28年4月1日にさかのぼっての実施を考えております。

私からは以上でございます。

【菅谷委員長】 どうぞ。

【鈴木委員長職務代理者】 済みません。またこれ、前回との関係では記憶が定かでないので確認なんです。2. 改定内容(1)対象者および改正内容の②のほうなんですけれども、減額事由は、この上限はなくなったということはわかったんですが、内容は、今まではどうだったんです。たっけ。

【菅谷委員長】 保育課長。

【保育課長】 例をもとにご説明させていただきます。例えば、小学3年生の第一子がいた、それから区立幼稚園に第二子、第三子がいたというケースですと、小学3年生を第一子と数えまして、幼稚園に在園している第二子、第三子につきましては、第二子は半額、第三子は全額免除ということを従来しておりましたが、今回、年齢制限を撤廃しましたので、仮に中学生の第一子がいらっしゃったら、そこを1と数えまして、小学3年生を第二子と数えますので、在園している2人の児童については、2人とも免除という形になるものでございます。

【鈴木委員長職務代理者】 小学生というのは、小学生が半額になるんです。たっけ。

【菅谷委員長】 これ、幼稚園条例ですから……。

【鈴木委員長職務代理者】 幼稚園しかないんですよね。

【菅谷委員長】 保育課長。

【保育課長】 済みません、私、言葉が足りませんでした。従来は、もちろん区立幼稚園条例ですので、幼稚園の保育料を定めるものでございますけれども、1つ前の段階では、在園しているもののみを第一子、第二子と考えていたんですが、昨年、小学校まで数える第一子を拡大しまして、小学3年生から、もちろん3年生は小学生ですので保育料はかからないんですけども、第一子として、在園している第二子、第三子についてはそれぞれ半額、全額免除という形で、昨年改正させていただいたところです。

ところが、今回、国から、360万円未満の世帯については年齢制限を全て撤廃しなさい、小学3年生ではなくて撤廃しなさいということで、対象範囲が広まりましたので、360万円未満の世帯につきましては、数えるだけですけれども、第一子、第二子と数えて、実際に幼稚園に在園している園児の保育料のみを半額あるいは全額にすることでございます。

【菅谷委員長】 よろしいですか。

市川委員。

【市川委員】 対象は何人ぐらいになりますか、これによって。

【菅谷委員長】 保育課長。

【保育課長】 まだ試算でございますが、区立幼稚園では、多子減額の対象が10人ほど、それから一人親世帯等が5人ほどということで、試算すべきところでございます。

【菅谷委員長】 子供が少ないんですね。

【菅谷委員長】 どうぞ。

【富尾委員】 済みません、確認というか。新旧対照表を見ますと、区立幼稚園とは書いていなくて、当該、何ていうんですか、(1)～(5)となっているんですよね。区立幼稚園条例のその施設というのは、これに該当するということ。

【菅谷委員長】 保育課長。

【保育課長】 そうですね、今回対象施設となるのが、ここに挙げているものでございます。

【富尾委員】 それともう一つ。その新旧対照表のほうには、市区町村民税所得割合算額というふうに書いてあって、それが、年収がおおむね360万円という概算になっているということによろしいんですか。

【菅谷委員長】 保育課長。

【保育課長】 国の決め事によりまして、約360万円未満の世帯は、おおむね市区町村民税の所得割額が7万7,101円未満ということとして、今回、該当者を決めなさいということで、国のほうから通知が来ているものでございます。

【菅谷委員長】 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

それでは、品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例の立案請求について採決いたしますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 それでは採決いたします。本件は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【菅谷委員長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、日程第2、協議事項 教育委員会事務事業の点検および評価における実施等について、説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私のほうから、平成28年度教育委員会事務事業の点検および評価について、ご説明をいたします。資料4をごらんください。

1、この制度の趣旨でございますが、平成20年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教法と略して呼んでいるんですが、その一部が改正されて、その27条の条文なんですけれども、各都道府県や市区町村の教育委員会は全て、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について評価・点検を行い、その結果を報告書にまとめまして議会提出するとともに、区民に公表しなければならないとなっております。

また、その27条の2項なんですけれども、これは任意なんですが、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するということになってございます。

2番をごらんください。これまでの点検および評価ということで、平成20年から第1回を始めて今年で9回目となっております。細かい変更点につきましては、その資料のとおりとなっております。

それから2番の実施方法・基準でございます。まず、実施方法なんですけれども、教育委員会が所管します予算事業を1つの対象項目とします。この予算事業ごとに評価を行っていくようになっていきます。(2)の評価基準というところをごらんください。まず、①として基本評価となっております。それから、基本評価で3項目ありまして、その後、ちょっ

とページをめくっていただきますと、②で総合評価という形でなっています。

まず基本評価ですが、必要性・代替性・効率性という3つの基準があります。

必要性というのは、そもそも区民や区内事業者にとって必要な事業かという視点で、A B C Dと4ランクで評価をいたします。それから代替性につきましては、その事業が、本当に区がやらなければいけない事業か、区が主体となっていくべき事業かというところを、これも4段階で評価をいたします。それから効率性ですが、これはいわゆる費用対効果です。実際投入された資源量に見合った結果・成果が得られているかという点で、A B C Dの評価をいたします。

この3つの評価をもとにしまして、総合評価という形で4つの段階で評価をいたします。A評価としましては、「十分な事業水準にあり、かつ将来への必要度も高く、今後も拡充が必要」と。Bについては、「一定の事業水準にあり、今後も更なる効率化を図りつつも、現在の事業水準を維持」。Cにつきましては、「事業の必要性はあるが、その手法・執行体制等に見直しが必要」。Dとしましては、「事業を廃止」という形で、4段階の評価をいたします。

3番です。評価対象事業としましては、平成27年度、同じように事務事業評価をやってございます。これに評価を行った事業、それから新たに今年度、新規で入ってきた事業が評価対象となります。

それから4番です。今後のスケジュールということですが、多分6月、次回の教育委員会には、まだある程度の年度途中ではありますが、年度末までも想定した形で、今年度の全ての事業で評価をいたします。評価をしまして、その報告の評価の一覧表をまた皆さんのほうにお出しをしたいと考えております。

それから、学識経験者の決定ですね。こちらを6月に行いたいと思います。それから、その学識経験者の方がどの事業を評価していただくかということで、毎年2事業ぐらいを評価していただいています。その事業をどれにするかというところを決めていきたいと考えています。9月につきましては、6月でいろいろご意見等を伺って、再度9月に修正をかけて、もう一度お出しをしたいと考えています。

それから3ページに行きまして、11月につきましては、予算編成がこの時期ありますので、この事務事業評価も同時に再度提出しまして、事務事業評価も見ながら予算関係で何か取り入れられるところがないかということも、ご意見を伺いたいと思っております。

それから1月ですが、この評価をもとにしまして、教育委員会のほうで付帯意見というものを出していただきます。それから、学識経験者の方も、この時期には対象事業の意見を出していただきたいと思っております。これをもとにしまして、1月また教育委員会で議論をいたしまして、2月には最終決定という形で事務事業評価のほうを決定させていただきまして、その後、議会の文教委員会、それからホームページ等に公表していくという流れでございます。

本日は、この内容の説明のみとさせていただきます。また次回、教育委員会のほうで、事務事業評価のほうを出させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

**【菅谷委員長】** 質疑はございませんでしょうか。

それでは、教育委員会事務事業の点検および評価における実施について、よろしいでし

ようか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項2にまいります。品川区立学校生徒の事故について、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、資料をごらんください。資料6の品川区立学校生徒の事故についてでございます。

本件は、平成28年5月9日月曜日午後7時19分に、区立学校8年生2名が、東急大井町線荏原町駅で電車に飛び込み、亡くなられた件でございます。

2番でありますけれども、事故後の対応でございますが、日を追って説明していきたいと思っております。

翌5月10日火曜日ですが、生徒集会を実施し、校長が事故にかかわる報告を行うとともに、亡くなった生徒への黙禱を行いました。また、当該学年及び所属していた部活動の生徒一人一人のケアがまず何より大事ということで、教員との面談を実施いたしました。

11日水曜日、都のアドバイザースタッフが、全教職員に対し、今後の子供たちへの対応について助言を行っております。

12日木曜日です。このアドバイザースタッフからの助言を受けまして、在校生全員にストレスチェックを行い、必要に応じてカウンセラーによる面談を実施いたしました。

13日金曜日ですが、当該学年及び所属していた部活動の生徒一人一人に対し、カウンセラーによる面談を実施いたしました。

翌週になりますが、16日月曜日、12日に行ったストレスチェックを踏まえまして、カウンセラーによる面談を実施いたしました。これは16日、17日、二日間にわたって行っております。また、この日の夕刻、臨時保護者会を開催しました。これにつきましては、3番でご説明したいと思っております。また、当該学年教員も非常にショックを受けておりましたので、産業医による面談を実施いたしました。

18日水曜日ですが、アドバイザースタッフによる保護者面談、全教員面談を実施しました。これは、この週いっぱいまで、18日から20日の金曜日まで行いました。

3番の臨時保護者会についてです。

開催日時は、5月16日月曜日午後7時から午後7時46分まで、場所は当該校の体育館です。参加保護者数ですが、延べ433人。この、延べと申しますのは、兄弟関係で参加表に丸をつけている保護者もいらっしゃいましたので、延べ433人でございます。

この臨時保護者会の内容ですが、初めに校長が説明いたしましたが、黙禱を行ってから、臨時保護者会開催の趣旨、そして事故概要の説明、事故の対応について。この対応については、この2番に基づきまして、16日までの流れ、それから今後どのようにしていくかということで、20日までの流れについて説明しております。

また、子供たちの様子等の報告がなされました。当初子供たちは、やはり非常に不安な様子が見られましたけれども、カウンセリングを通して徐々に落ちつきを取り戻しているということ。また、子供たちから行った面談等からは、いじめや子供同士のトラブルは見られていないこと。



そして、今後、こういったことから、保護者のご意向を踏まえまして、原因究明のための面談を行う予定はありませんが、継続して心のケアに努めていくこと。また、こうしたことが起こった後には、子供たちが、即時的にはなくても、変調を来すことが今後あり得るということで、そうした変調を見逃さないように努めていくので、ご家庭においても、子供たちの心の安定を図るようお願いしたいということをお話しされました。

スクールカウンセラーからは、子供たちの心のケアについてということで、今後起こり得る子供たちの心身の反応や変化について、またそういったときにご家庭で子供たちを見守る際に、こういったことに気をつけてほしいというお願い、また、心配な場合の相談先について説明をいたしました。

最後に、質疑応答ということで、1名の保護者から2つの質問があり、校長が回答しております。

1点目は、原因究明について保護者からのご質問がありましたが、それについては、学校生活に起因するという情報は入っていないというのが事実ですということ。それから、ご遺族も原因がわからないということで困惑されていますということをお返答しております。

2点目の監督責任についてですが、校長からは、責任については強く感じているということ、また、今後、全校の子供たちが楽しく充実した生活を送れるようにすることが一番大事、子供たちがこれまでと同じような生活を送れるようにするために、教職員一体となって支えてまいりますという回答がございました。

私からは以上でございます。

**【菅谷委員長】** センター長。

**【教育総合支援センター長】** それでは私から、4番、中・長期における対応についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目です。当該校における対応ということで、現在、学校のほう、管理職中心に教職員が一団となって、まず子供たちに落ちついた生活を取り戻す、それを第一に進めているところでございます。

その中で、1つ目、カウンセラー等による心のケアについては継続をしていくということ、これからも進めていくような計画になっています。

スクールカウンセラーにつきましては、この事故発生時からさまざまな形で、区にいる巡回相談、また特別支援教育係に配置しているチーフアドバイザー、これもカウンセラーなのですが、それからHEARTSにいるカウンセラーも学校のほうに対応で入って、子供たち、それから教員のほうのケアも進めてきました。これも、必要に応じて、また今後とも進めていかなければならないと考えているところです。

2番目、全教職員による学校相談体制を充実するというところで、事故における、管理職、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、組織体制を改めて見直すとともに、今後とも、組織対応を十分していくよう、現在進めているところでございます。

2番目、教育委員会としての対策になります。

まず1点目です。校内研修を全校で実施し、という部分でございます。センターのほうから各学校に、文部科学省または東京都教育委員会のほうで作成している「自殺予防」というリーフレットが出ておりますが、その資料等を各学校に配布し、改めて全校、それぞれの各学校において、資料に基づいて校内での研修、子供たちの様子、SOSをどうつか

むか、また日ごろから子供たちの変化をどう見取っていくか等々を、各学校で、それぞれの教職員間での情報共有が確実に行われる等、含めて、現在お願いをしているところです。この、各学校での研修については、校長会の協力をいただきながら現在進めています。

2番目です。全校で実施している生活アンケートを活用して、児童・生徒の心の状況を把握し、また的確な対応ができるようということで、区では、生活アンケートというものを、昨年度までも含めてですけれども、5月と10月と1月、年3回とっています。これは、いじめにおける子供たちの現状把握が本来の目的ではございますけれども、その生活アンケートに、例えば学校の生活は楽しいかとか、友達と仲よくできているかという項目があるので、まずそこで大きく捉えられるのではないかとということで、改めて別の調査をするよりも、今ある調査をうまく活用しながら、まず1次的なものをとっていきこうというふうに考えております。

また、必要に応じて、学校と調整をしていきたいと思っております。当然、各学校において何か気になる部分がありましたら、すぐにこちらと連携を図りながら解決をしていくというような体制を、今、とっています。

最後になります。生活指導主任、また養護教諭等を対象に、ゲートキーパー養成研修等の実施ということで、センターのほうですぐに、今回のこの事故を受けまして、来月6月7日火曜日に、生活指導主任会があります。各学校から生活指導主任1名ずつ参加する会なのですが、そこに、このゲートキーパーの養成研修を位置づけて行いたいと考えております。各学校の生活指導主任がそこでゲートキーパーの研修を受け、各学校に戻り、そして各学校で、それぞれの教員にその資料に基づいて研修の内容を伝達していくというのが、1つ流れとして持っています。

また、養護教諭の研修は年間1回、区のほうで実施しているものがございます。6月6日の、今度月曜日になります。養護教諭が一番、学校では全ての子供たちにかかわる中心的な部分がありますので、何らかの形で、養護教諭の役割というのは、今後どういうふうにしていきこうかということも含めて、進めていきこうと考えているところです。

当然、それ以外にもさまざまな部分で、今回のこの事故の再発防止、また今後各学校で、子供たちのケアを含めて進めていくことができると考えているところです。

私からは以上です。

**【菅谷委員長】** 質疑はございますでしょうか。

富尾委員。

**【富尾委員】** ちょっと細かいことになるかもしれないんですけども、ゲートキーパーの研修会ということで、サインに気づき関連機関へつなぐことができる人材とありますけれども、もちろん生活指導の方や養護教諭の先生もそうなんですけど、希望者とといいますか、もうちょっと門戸を開いて研修をしてみてもいいんじゃないかなと思いました。

**【菅谷委員長】** センター長。

**【教育総合支援センター長】** 実は、少し時期が遅くなってしましますが、8月の末に、区の保健予防課が、ゲートキーパー研修をまた別途企画をするということで、これについても各学校から希望者1名以上参加できるような体制をとっておりますので、各学校で生活指導以外でもいろいろな形で、こういうような研修を受けたいという先生方にも、ぜひ受けてもらうような体制は整えていきこうと考えています。

【菅谷委員長】 委員長から質問、よろしいですか。

行政にいるものですから、結構いろいろな子供たちの悲惨なこと、今まで経験があるんですけども、どうもその、何ていうか、休みの後というんですか、これが非常にタイムリー的に問題が起きているなという感じがするんですね。例えば、春休みが始まって学校へ来た、今回のように、ゴールデンウィークという休みの後、夏休みの後の9月の頭とか、その辺のところの子供の不安な状態といいますか、それまで長いこと子供に毎日かかわっていると予兆というのは必ずわかると思うんですよ。休み明けのところというのは、子供は変わる、特に中学生というのは非常に変わる時期だと思うんですね。

ぜひその辺、タイムリーに、担任の先生を含めて多くの先生方で見取っていくということ、それが非常に大事じゃないかなと思うんですね。新規の事業で出てきているのはすごくいいんだけど、さっき富尾委員がおっしゃったように、大勢の人がそのことにかかわらないと、再発防止というのは、僕は難しいと思うんですよ。なかなか難しいことなんだけど、やっぱり命ですから、やっていかなきゃいけないと思うので、ぜひタイムリーな研修を進めていただきたいなと思っております。

質疑、よろしいですか。

それでは、品川区立学校生徒の事故について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【菅谷委員長】 では、本件は了承いたします。

その他、報告事項等ございませんでしょうか。

【庶務課長】 特にございませぬ。

【菅谷委員長】 それでは、人事案件の非公開の会議に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほど決定いたしました非公開の会議を開きますので、傍聴の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)